

令和5年度第2回木更津市障害福祉計画策定委員会 会議録

日時・場所	令和5年10月3日(火) 午前10時00分～午前11時40分 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1
出席者	<p>【委員】 津田望、露崎多佳子、滝口君江、並木美幸、高橋章博、中村敏久、松尾球太、野中道男、齋藤理恵、寺本謙、石川恵美子、清水和也</p> <p>【事務局】 福祉部障がい福祉課 榎本課長、時田係長、磯村主任主事、中村主事</p>
傍聴人	なし
報告	<p>報告(1)『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』への意見に係る対応について</p> <p>報告(2)『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』に係るアンケート調査結果について</p>
議題	<p>議題(1)『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について</p> <p>議題(2)厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」及び「活動指標」の設定について</p>
その他	『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』素案の作成イメージについて
議事の内容	<p>事務局(磯村主任主事): それでは、会議開会の前に、資料の確認をさせていただきます。 会議次第、席次表の他、</p> <p>資料1 『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』への意見に係る対応について</p> <p>資料2 『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』に係るアンケート調査結果について</p> <p>資料3 『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について</p> <p>資料4 厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」の設定について</p> <p>資料5 厚生労働省の基本的な指針に係る「活動指標」の設定について</p> <p>資料6 『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』素案の作成イメージについて</p> <p>参考資料 『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』改正後 概要</p> <p>委員の皆様、いかがでしょうか。 過不足などがあれば、お申し出ください。</p> <p>それでは、これより「第2回木更津市障害福祉計画策定委員会」を開会いたします。 この会議につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定により、公開することが原則となります。本日の議題につきましては、</p>

<p>同条例の非公開事由に該当しないため公開となります。 本日の傍聴人は0名です。 なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>本日の会議は、委員12名のうち全員の出席をいただいておりますので、附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、附属機関設置条例の規定により「委員長が会議の議長となる」とされておりますので、高橋委員長よろしくお願いたします。</p> <p>高橋委員長： 皆様おはようございます。本日も笑顔で明るく進めて参りますので、どうぞよろしくお願いたします。会議に入る前に一言お話をさせていただきます。</p> <p>皆様も事業所または社会福祉法人、会社の方で、事業計画を立て、計画の達成度合いのチェックや予算執行管理をされていると思います。この障害者福祉計画が木更津市の中で、3か年ではなく単年度など短い期間で管理や修正が必要なのではないかと思いました。</p> <p>私はかずさ萬燈会の障害部門の全体マネジメントとして、月一回計画の達成度をチェックする会議や財務会議をしております。4月中旬からは八天堂きさらづの経営管理も任せていただき、八天堂広島本社の社長と、毎週取締役会をオンラインで行っています。社会福祉法人だけではできないレベルのものもありますが、先行管理や営業利益、販売費及び一般管理費など、役員全員が付度のない形で意見を出し合い、迅速に対応する必要があるということを学ばせていただきました。</p> <p>これからの将来、子ども達に少しでも明るい未来につながるよう、今日この場で皆さんがお持ちのご意見、ご見識を存分に出していただき、会のスムーズな進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは次第に沿って順次進めさせていただきます。</p> <p>本日は報告2件、議題2件となっております。報告の一つ目、『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』への意見に係る対応について、事務局から説明願います。</p> <p>事務局（時田係長）： それではご説明させていただきます。</p> <p>『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』への意見に係る対応について、報告させていただきます。資料1につきましては、本策定委員会の委員の皆様をはじめ、地域自立支援協議会や各専門部会などの委員の皆様からもご意見をいただき、事務局の対応内容をお示しした資料でございます。前回の会議でもこの資料はお示しいたしましたが、前回会議でいただいたご意見から再検討を行なった結果を記載しております。多くのご意見をいただいておりますので、ひとつひとつの説明は割愛させていただきます。</p> <p>一つ目、こどもの発達支援に関して、早期発見・早期療育に努めること。</p> <p>二つ目、学習障害への対応として、タブレットやICTを活用すること。</p>
--

三つ目、計画相談員の育成と確保により、セルフプラン率の低減を図ること。

四つ目、地域生活支援拠点等整備事業の推進を図ること。

五つ目、障がい者の自立に向け、就労への移行、継続、定着を支援すること。など、新プランの素案に盛り込んでまいりたいと考えております。報告は、以上でございます。

高橋委員長：

事務局から説明がございました。委員の皆様ご意見などございますでしょうか。

石川副委員長：

事務局からご説明いただいた5つは、どこかに書かれていますか。

事務局（時田係長）：

数が多いのでこちらは要約し、報告させていただきました。

野中委員：

資料に基づいた説明をしていただきたいです。

事務局（榎本課長）：

本日の会議の資料が1から6まであり、非常にボリュームがある内容となっております。本日お示しとなると、ご説明が十分にできなくなりますので、予め委員の皆様にご提示させていただき、一通りお目通しいただいているということをご説明させていただきました。その中で委員の皆様からご意見をいただければというところで、進めさせていただいておりますので、何卒ご理解を賜りたいと存じます。ご説明いたしました5点については、資料1の中で今回の第6次プランの中に盛り込む、主だったところを申し上げ、書かせていただいておりますので、そのようなご理解をいただけないでしょうか。

野中委員：

資料があるので、資料に沿った説明をしていただきたいです。

事務局（榎本課長）：

了解いたしました。資料に沿って今一度ご説明させていただきます。

1点目の「こどもの発達支援に関して、早期発見・早期療育に努めること」につきましては、項目の14番目にご質問をいただいた中で、児童の発達支援は関心度が高まっていると同時に、親御様の心配事でもございますので、計画に盛り込んで対応させていただきます。

2点目の「学習障害への対応として、タブレット等ICTを活用すること」につきましては、15番目に学習障がいのある児童・生徒に対して、障がいの特性や学習の進捗度合いに応じて、可能な限り児童・生徒が不自由なく学習が進められれば、より良いものになるのではないかとのご意見をいただきました。学校教育課との連携を図り、タブレットなどICTを活用しながら児童・生徒を支援していくことを盛り込んでおります。

3点目「計画相談員の育成と確保により、セルフプラン率の低減を図ること」につきましては、木更津市ではセルフプラン率が高くなっており、相談を望まれる方に対して計画相談員数が足りていないのが現状です。

18番と20番におきましても計画相談員が不足している現状を踏まえた上で具体的な対策を示すべきだというご意見をいただいておりますので、計画相談員の育成と確保によるセルフプラン率の低減を図ることを盛り込んでおります。

4点目の「地域生活支援拠点等整備事業の推進を図ること」につきましては、24番と25番に意見として出されております。病院や施設に入院、入所している障がいのある方を可能な限り地域で受け入れ、障がいの有無に関わらず地域で自立した生活を送ることが必要となります。本市では5年2月に、地域で生活をする第一歩として、地域にある相談支援事業所、就労支援事業所、行政などが一体となって、地域で支えていく体制づくりを推進しております。現行のプランでは、まだ着手していない事業でございましたので明確には記載されておきませんが、成果目標や活動指標にしっかりと掲げた上で、地域生活支援拠点等整備事業を、より推進していく旨を掲載させていただいております。

5点目「障害者の自立に向け、就労への移行、継続、定着を支援すること」につきましては、障がい者の方が自立するという点に関し、就労への移行、継続、定着について、どのように支援していくのかが重要になります。この点に関しては9番、10番、11番で、ご意見、ご指摘をいただいております。就労に関する支援をこれまで以上に計画に盛り込み、市として今後3年間取り組んでいくものとしてご説明させていただき、資料をご提示させていただいております。

高橋委員長：

13番のグループホームについて、「今後は量より質と思われる。人材不足も深刻化しており報酬面でも配慮が必要である」という意見に対して、事務局の対応内容は、ユニバーサルデザインやバリアフリー化のみ言及していることが気になりました。

20番の周知啓発活動、広報活動、障がい者の雇用促進については、毎年課題に上がり難しい点だと思いますが、研修の実施、人材の育成や確保以外で皆さんにご意見やご提案をいただけたらと思います。

地域包括ケアシステムや共生社会の理念が重要となりますが、36番の精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構想において、人材や財源、多様化した生活ニーズにどのように対応していくのか、根本的な現場の苦労など、計画しただけで本当に実現につながるのかどうか、今後に期待したいと感じました。皆様にもご意見をいただき、事務局から対応案として示していただいておりますが、皆様からも何かございましたら、この場でお願いしたいと思います。

続きまして、報告(2)『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』に係るアンケート調査結果について、事務局から説明願います。

事務局(時田係長)：

それでは、資料2の『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』に係るアンケート調査結果についてご報告させていただきます。

アンケートにつきましては、無作為抽出により、1,000人に送付し、回答数502件、回答率50.2%で、現行第5次のプランの44%を上回る結果となりました。

ではこれより、アンケート結果の主要な部分のみご報告させていただきます。まず、1ページ、一番上のグラフ「障害種別」をご覧ください。回答をいただいた方は身体、知的、精神の順で多くなっております。

続きまして、問4「日常生活の中でどのような支援が必要か」につきましては、外出やお金、薬の管理について、何らかの介助が必要な方が多くなってまいりました。

次に、問11「現在、受けている医療的ケア」につきまして、先程の問4にもありましたように、服薬管理が必要な方が、半数以上を占めてまいりました。

続きまして、問14「現在どのように暮らしていますか」につきましては、家族との同居がもっとも多く、次いで一人暮らし、福祉施設、の順に多くなってまいりました。

次に、問16「希望する暮らしのために必要な支援は」につきましては、経済的な支援を希望する方がもっとも多く、次いで相談対応の充実、障がい者に適した住宅の確保、という順に多くなってまいりました。

続きまして、問20「外出時に困ること」につきましては、「困った時にどうすればいいのか心配だ」ということと、「公共交通機関が少ない・ない」という回答が、ほぼ同率で多くなってまいりました。多くの方が外出している反面、不安を抱えながら外出していることがわかります。

問25「就労支援として必要なこと」につきましては、職場の障害への理解を求める方が、最も多くありました。

次に、問29「差別や嫌な思いをした経験」につきましては、半数以上の方があるという結果でした。

続いて、問31「障害者差別解消法について」や、問32「成年後見制度について」の認知度に関する質問につきましては、全く知らない方や、名前しか知らない方が多い状況でした。

次に、問33から問35までの「災害に関する質問」につきましては、災害時に一人で避難できない方が半数近くを占めており、近所に助けてくれる方の存在も6割以上が「いない」という結果でした。

問35の「災害時に困る事」につきましては、「投薬や治療などが受けられない」や「避難所の環境に不安」を抱えている方が多くいらっしゃいます。これは健常者にも共通した不安であると思います。また、3番目に多い「安全なところまで迅速に避難できない」ということに関しましては、障がいのある人にとっては、切実な問題であると思われます。先程の問33や問34にございました「一人で避難できない」、「手助けしてくれる人がいない」という回答に通じているものと思われます。

最後に、問36「障害福祉施策で充実して欲しいこと」につきましては、これまでの設問の結果を反映しており、「相談体制の充実」や「情報提供」、「災害時の支援」、「バリアフリーの推進」が多くなってまいりました。

問38以降につきましては、介護者の状況でございます。主に介護されている方は「父母」が多く、介護者の年齢内訳を見ると、「18歳未満の方」が若干いることから、ヤングケアラーとなり得る心配がございます。

問39「介助・支援における困り事」につきましては、「利用できるサービスが分からない」、「他に介助を代わる人がいない」という項目が上位となっております。引き続き、サービスに係る情報提供を、十分に行う必要があると思われる結果でございました。

アンケート調査結果の報告は、以上でございます。

高橋委員長：

事務局からの説明に対し、ご意見などございますか。

津田委員：

ピックアップして説明していただき、どれも大切な質問だと思いますが、グラフが付いているものと付いていないものがあります。本誌には、グラフは全部付くのでしょうか。

事務局（時田係長）：

今回は単純集計に基づいて、主だったものだけをグラフ化しておりますが、現在アンケートの集計作業がさらに細かく進められており、グラフに関しては多くなる予定になっております。

高橋委員長：

ありがとうございます。

他に、ご意見はございますか。

寺本委員：

避難所の問題です。障がい者は一人で避難できない方が多く、避難誘導なども含めて、市の考え方をお聞きしたいです。

事務局（榎本課長）

障がいのある方が災害時や非常時に一人では避難できない場合の対応などを踏まえた市の考え方についてですが、危機管理課と協議しながら、避難行動要支援者の対応を進めております。避難支援を要する方の個人情報を含め、誰が支援して、どこに避難させるのかなど、避難行動要支援者の計画を利用して避難を必要とする方を可能な限り安全に避難させることを目的とした、避難行動要支援者名簿作成という取り組みを行っております。避難行動要支援者名簿については、毎年度更新し、可能な限り新しい情報の中で避難支援に取り組んでおります。

もう一つ、これまでの地域防災計画では、通常の避難所の中に福祉避難所を開設するものとしておりましたが、障がいのある方や医療的ケアを受けている方などを通常の避難所で受け入れることは大変難しく、避難所の施設において、体育館の一角、一部の教室や和室等を福祉避難所と位置付けた対応としておりました。昨年度からの危機管理課との取り組みでは、日ごろから高齢者や障がい者の方とお付き合いいただいている事業所の職員にご協力をいただき、市と協定などを結ぶことによって、事業所を福祉避難所として位置付け、受け入れ施設を一つでも多く増やしていく相談をしているところでございます。これにつきましては、平時から障がいのある方がどこに行くか決めておき、受け入れ

る側の施設もこの方が来るという情報の共有をするというところが、今までと違うところであり、体験の機会と場の提供など、事前に相互で認識するような形で、危機管理課とともに進めていきたいと考えております。

寺本委員：

避難所で手話通訳による対応ができない場合には、聴覚障がい者に対する情報提供など配慮をしていただきたい。

事務局（榎本課長）：

避難所における聴覚障がい者の方の対応は非常に重要なことだと考えております。手話通訳者の方を各避難所に派遣することが可能であれば実施していきたいと思いますが、手話通訳者の数は圧倒的に不足しています。そのため、平時において、市独自事業として、手話通訳者の入門講習会を開講するなど、人材の確保・育成に向けて取り組みを行っています。

他にも、ICTやAI機能などを活用して手話通訳を補助できるような環境の整備に取り組み、今後避難所において活用できるよう、引き続き危機管理課と連携しながら、対策を検討していく所存でございます。

寺本委員：

例えば食事などで避難所全体に呼びかけをする場合と、個人的に何かを伝える場合があると思います。そういった情報の取得も含めて避難所での対応を考えていただきたい。聞こえない高齢者の方も同様の状況にあると思います。

事務局（榎本課長）：

避難所においては、情報提供を平等に行うことが重要になります。聴覚障がいのある方を始め、高齢者の方や掲示板に足を運ぶのが億劫な方もいらっしゃいます。避難所においては市の職員も対応しますが、避難者全員に等しく情報が提供できるように努めていく中で、今後はICTなどを活用しながら情報提供をしっかりとしていく認識は危機管理課長も持っておりますので、今後、障がい福祉課長としても提案してまいりたいと考えております。

高橋委員長：

忌憚ない委員からのご意見でございますので、事務局にはそこも含み、今後の対応をお願いしたいと思います。

齋藤委員：

資料の中で、ご本人を介助されている18歳未満のヤングケアラーの数字が6件となっておりますが、実際にはアンケートの数字よりもっと多くの数字が出てくるのではないかと思います。虐待児は地域の方の通報や、病院、児童相談所と連携して見つけることができますが、ヤングケアラーに関しては市が学校などと連携を取っていただいているのでしょうか。回答は後日で良いので、教えてくださいたいです。

事務局（榎本課長）：

ヤングケアラーについては、障害福祉、高齢者福祉、保健及び教育の各行政部門が所管する事業の中で、非常に大きな問題となっております。アンケートの中でも18歳未満の方が6人、1.7%となっており、若い方が自分の時間を割いて家事や介護を行っている状況があるのかどうか、行政として見極めることが重要になってきます。

福祉、保健、教育などで保護者の方またはその子どもと会話する機会があった

場合には、十分に聞き取りを行い、ヤングケアラーになっているのであれば、行政として、その状況を解消するためにどのような支援が行えるのかを関係者と情報を共有し、解決に向けて取り組みます。

代表的な事業といたしましては、社会福祉協議会と福祉相談課が中心となって取り組んでいる重層的支援会議となります。今年度から特に力を入れて行っていますので、相談業務の中で聞き取り、どこに問題があるか見定めた上で、重層的支援会議などで迅速に対処した結果、多くの件数を対応してきました。全力を挙げて対応している事案でございますので、今後も引き続きしっかりと対応していきたいと考えております。

高橋委員長：

報告案件ですので、このあたりでよろしいでしょうか。

それでは議題に入ります。議題1、『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章主要施策について、事務局から説明願います。

事務局（時田係長）：

それでは、資料3『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章「主要施策について」について、ご説明いたします。

全体といたしましては、新たに13の施策を設け、34項目について修正、加筆などをさせていただいております。

当該資料につきましては、予めお示しさせていただいておりますこと、非常にボリュームが大きいこと、また、お時間に限りもございますので、主なもののみをご説明させていただきます。

「1（1）理解を深める活動の促進」についてでございます。⑦、⑧、⑨を新たな施策として設けております。

その中で、「⑧障害に関するシンボルマーク等の周知・啓発」の取り組みといたしましては、4点ございますが、いずれもヘルプマークなどについて、より一層の周知を図るものでございます。その中で、ヘルプマークなどについて、アートとのコラボにより、木更津版の作成を検討する項目を、新たに設けております。

また、「⑨投票所における配慮」につきましては、障がい者に配慮した投票環境の整備を推進するため、バリアフリー化に努める旨を、新たに設けております。

続いて「（2）福祉教育の充実」についてでございます。「①学校等における福祉教育の推進」の中で、障がいの有無などを問わないインクルーシブ教育の推進を図り、福祉体験学習の充実を図る旨の内容を追記しております。また、「②社会教育等における人権や障がいのある人の問題の学習機会の充実」の中で、人権教室、人権講和など、人権啓発事業の取り組みを、より具体的な内容に修正しております。

続いて、「2（1）保健・医療・リハビリテーションの促進」についてでございます。⑦、⑧を新たな施策として設けております。「⑦精神障がいにも対応したケアシステムの構築」につきましては、君津地区4市において、包括的な協議の場を令和3年7月に設置したことを受け、相談支援や地域移行の推進を設けております。また、「⑧アルコール等依存症患者への支援」につきましては、症状の状況や状態に応じ、関係機関と連携し、防止や回復に努める旨を、新たに設けております。

次に、「(4) 人権・権利擁護の推進」についてでございます。その中の「④権利擁護体制の確立」につきましては、権利擁護に係る人材を育成し、体制の強化を図りながら、支援体制を推進する旨を追記しております。また、「⑤差別解消に向けた取組」につきましては、障害者差別解消法の周知を図る中で、合理的配慮を促進する旨を追記しております。

次に、「3 (1) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実」についてでございます。「④芸術文化活動の支援」につきましては、新設した施策でございます。障がい者の生きがいがづくりの取り組みとして、各種芸術・文化活動の促進を図る旨を設けております。

次に、「(2) 就労支援と就労の場の拡充」についてでございます。「①障がいのある人の雇用の推進」につきましては、ハローワークと連携しながら就労支援を図り、併せて、コミュニケーションに不安があり、就労が困難となる方を支援する旨を、それぞれ追記しております。また、「⑥地元企業への雇用創出」につきましては、新設した施策でございます。ハローワークなどと連携し、地元企業における雇用創出に取り組む旨を設けております。

続きまして、「4 (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」についてでございます。「⑤市主催講座・講演等における合理的配慮の推進」につきましては、新設した施策でございます。手話通訳者、要約筆記者の派遣や車椅子席の設置などの合理的な配慮を推進してまいります。

次に、「(2) 誰でも受けやすい教育環境の充実」についてでございます。「③特別支援教育の推進」につきましては、障がい児の個々の特性やニーズに応じた学習方法として、ICTを活用する旨を追記しております。

次に、「6 (1) 相談体制の充実」についてでございます。「②総合的な相談体制の整備」につきましては、18歳までの障がい児及びその家族からの相談に特化した窓口を設置する旨を追記しております。「⑦難病に関する相談支援体制の充実」につきましては、新設した施策でございます。難病に関する相談、医療機関に関する情報提供、就労支援の充実を図り、難病に関する講演会の支援など、理解の促進を図ります。

最後に、「(2) 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充」についてでございます。「③地域生活支援拠点等整備事業」につきましては、新設した施策でございます。「親亡き後」を見据え、地域全体で支援する体制整備について、令和5年2月に着手したところでございます。

説明は、以上でございます。

高橋委員長：
ありがとうございます。
只今事務局から説明がございました。委員の皆様、ご質疑ございますか。

これは、報告案件とアンケートの調査結果を踏まえて、施策の概要に反映されているということでしょうか。

事務局（時田係長）：
そのとおりです。

高橋委員長：
報告案件とアンケートの結果で委員の皆様からご意見がございました。このあたりは施策の概要に踏まえていないという認識で、皆様にご質疑をいただきたく存じます。

津田委員：
2ページの(2)①第5次の施策の概要ですが、福祉教育という言葉の意味がよくわからないのですが、「学校教員等に対する福祉への理解・啓発機会の充実を図る」ということでしょうか。それとも、福祉に関する教育を教育機関で行うということでしょうか。第5次からあったようですが、耳慣れない言葉ですので、内容についてお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

高橋委員長：
学習指導要領などで福祉教育が定義化されているということでしょうか。

津田委員：
学習指導要領の中では、福祉教育という言葉は使われていないと思います。

事務局（時田係長）：
学習指導要領に書かれているかは存じ上げておりませんが、学校の中で、障がいのある方への理解や、認知症のある方への理解を、授業の中で組み込まれて周知する場があると聞いております。

津田委員：
もう一つ、8ページ(2)①第6次の施策の概要に、「周りの人とのコミュニケーションに不安があるなど、直ちに就労が困難な人に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います」とありますが、具体的に、どのようなことを計画されているのでしょうか。

事務局（時田係長）：
今までも、就労に関する相談や就労を継続できるような支援がサービスとしてございましたが、プランの中に明記されておりませんでしたので、新プランでは明記し、より一層推進を図るため、新たに盛り込ませていただきました。

津田委員：
私達も苦勞しているところなのですが、具体的に新しいプランをお考えなのでしょうか。

事務局（榎本課長）：
現行のプランではなかった就労の部分強化していく旨を具体的に書かせていただいております。障がいのある方に一番重要となりますのは自立であり、それに向けて必要なのが経済的な部分であり、就労して収益を上げていただくことだと考えております。この部分に関しては、ハローワークと協力し、自立支援協議会の就労支援部会など、関係機関と情報共有を図りながら就労につなげ、継続、定着の推進を目指しております。各種障害福祉行政を推進していく中で、相談業務から始まり、就労先のご紹介やその前段の訓練などを支援し、障がい福祉サービスの提供を適時適切に行っていくことが重要だと考えております。

津田委員：

経済的な部分での支援について、例えばジョブコーチの支援体制を作るなどの具体的な構想がないため、目標値やそれを結ぶ手立てに乖離があるように思います。具体的にあればいいのですが、これから時間を掛けて構築していくかと思しますので、よろしく願いいたします。

高橋委員長：

委員の皆さんが常々感じているように、具体的な手法や取組み、それが実際に動くのか、目標数値を掲げたが成果として達成できているのか、そういったところが福祉計画の疑問に思うところでございます。課題もあって、人材的財源的に難しいところもありますが、それを言うてしまうと策定委員会の意味がなくなりますので、やり遂げるためには具体的に深く掘り下げて、成果目標に対しての成果、将来的にどのようなようになるのか、次回までに事務局にお願いしてよろしいでしょうか。

計画の実行はされているが数値目標が達成できているのか、サービスの質の部分などで感じるものがあれば、質疑をお願いしたいと思います。

石川副委員長：

1 ページの「⑦市職員に対する障がい者理解の周知・啓発」が新しく増え、とても素晴らしいと思います。市の職員の方々に改めて研修されることは、障がいのある方が市にお願いをするのは難しいことなので、ぜひ実行していただきたいと思います。

もう一点、第4次までは、計画を作り、どの項目をどのように取り組んだか分かるような資料を3年分いただいていた。第5次はコロナ禍ということもあり作成されなかったようですが、第6次のプランはたくさんの項目が増え、これから素晴らしい取組みが行われると思いますので、具体的にどのように取り組んだかが分かる資料の作成を希望いたします。

寺本委員：

福祉教育についてです。8年前までは、学校から聴覚障がい者に対するコミュニケーション方法や手話を教えてほしいとお願いされていましたが、最近ほとんどない状況です。障がいを理解していただくというところで、聴覚障がい者の講師が来る場合には、通訳料が非常に高い中で手話通訳を付けないといけませんが、視覚障がい者の方に来ていただく場合には、ヘルパーが付いてくださいますが、人件費などの面で大きな支出がないと聞いたことがあります。そのあたりはいかがでしょうか。

事務局（時田係長）：

学校から、手話のボランティアさんについて問い合わせを受けたことがあります。教員の勉強会だったと思いますが、手話通訳者の派遣料は支払っておらず、事前に計画をしなければ予算の確保は難しい状況がございます。自立支援協議会の部会で、子ども達への人権や差別の教育を検討し始めたところですので、学校へも働きかけていけたらと考えております。以上でございます。

高橋委員長：

他にございますか。

野中委員：

石川委員のご発言の通り、以前は計画を作成し、どのように取り組んだかお知らせいただいておりますので、ぜひともそのように作成していただきたいと

	<p>思います。</p> <p>高橋委員長： 前計画の結果、達成度合いはコロナ禍であったとは言え、達成の評価はやらなくてはならないことですので、裏付けとしていかがでしょうか。</p> <p>事務局（榎本課長）： ご意見を頂いた資料の提示ですが、過去の資料を見直し、ご回答させていただきたいと思います。</p> <p>高橋委員長： それでは、よろしいでしょうか。</p> <p>特にないようでございます。 それでは議題1、『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章主要施策について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p> <p>高橋委員長： 挙手全員でございます。議題1は承認されました。</p> <p>それでは、議題(2)厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」及び「活動指標」の設定について、事務局から説明願います。</p> <p>事務局（時田係長）： それでは、資料4及び資料5は関連がございますので、合わせてご説明させていただきます。</p> <p>資料4「厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」の設定について」、ご説明いたします。</p> <p>成果目標につきましては、原則として、参考資料としてお示ししております国の「基本的な指針」に掲げている項目を設定しております。全体的な成果目標といたしましては、新設、集約、活動指標への移行がございます。当該資料につきましても、予めお示しさせていただいておりますこと、ボリュームが大きいこともございますので、主なもののみをご説明させていただきます。</p> <p>なお、今回は、成果目標の項目のみをお諮りするものでございます。具体的な数値の設定につきましては、次回策定委員会の開催前に、その案をお示しいたします。</p> <p>「①施設入所者の地域生活の移行」につきましては、施設入所者の削減率が変更となっております。</p> <p>次に、「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、項目としての変更はございませんが、令和3年7月に君津4市共同による「協議の場」を設置しておりますことから、今後、具体的な数値目標を設定することとなります。</p> <p>「③地域生活支援の充実」につきましては、この項目の主軸となります「地域</p>
--	--

生活支援拠点等整備事業」に令和5年2月に着手し、9月末現在で40の事業所に参画いただいております。このことから、登録事業所数など、2項目を成果目標に新たに設けております。

次に、「④福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、現行プランに掲げていた5つの項目を「成果目標」から「活動指標」へ移行し、より具体的なものとして設定いたします。この項目につきましては、国が掲げる項目2点を設定しております。

「⑤障害児支援の提供体制の整備等」につきましては、この一角をなす「医療的ケア児等に係る協議の場」の設置に関しまして、現在、君津地区4市で検討を進めているところであり、本年度末までの設置を目指しておりますことから、今後、具体的な数値目標を設定できるよう努力いたします。また、医療的ケア児などに係るコーディネーターの配置につきましては、協議の場の設置に伴い、本件に係るコーディネートは行政が担うこととなりますので、今回、成果目標には設けないものとしております。

「⑥相談支援体制の充実・強化等」につきましては、令和2年4月に、障がい福祉課内において基幹相談支援センターを設置しておりますことから、当該センターに係る成果目標を、新たに4点、設定しております。

最後に、「⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」につきましては、国が設定している内容が広範囲にわたり、大きな捉え方をしている内容でありますので、成果目標の設定といたしましては、県が主催する研修などに職員を積極的に参加させる内容として、新たに設けております。

続きまして、資料5の「厚生労働省の基本的な指針に係る「活動指標」の設定について」ご説明いたします。活動指標につきましても、原則として、参考資料としてお示ししております、国の「基本的な指針」に掲げている項目を設定しております。活動指標の位置付けとしては、成果目標を達成するための、より具体的な数値の設定となります。当該資料につきましても、予めお示しさせていただいておりますこと、ボリュームが大きいこともございますので、新設した主な項目のみをご説明させていただきます。

なお、今回は、活動指標の項目のみをお諮りするものであります。具体的な数値の設定につきましては、次回策定委員会の開催前に、その案をお示しいたします。

1 ページ「①施設入所者の地域生活の移行」につきましては、就労選択支援、共同生活援助の利用者のうち重度障がい者の利用者数を、新たに設けております。

「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、成果目標でもご説明いたしましたが、令和3年7月に君津4市共同による「協議の場」を設置しておりますことから、今回、新たに9つの項目を設けております。

次に、「③地域生活支援の充実」につきましては、この項目の主軸となります「地域生活支援拠点等整備事業」に令和5年2月に着手し、9月末現在で40の事業所に参画いただいておりますことから、登録事業所数などの2項目を、

新たに活動指標として設けております。

「④福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、現行プランの「成果目標」として項目を「活動指標」へ移行しておりますので、より具体的な数値を設定いたします。

「⑤発達障害者等に対する支援」につきましては、国が掲げる活動指標は、発達障害に特化したもので、非常に狭義な意味合いであること、及びその他の活動指標に内包される内容であることから、この活動指標は、従前どおり設定しないものと考えております。

次に、「⑥障害児支援の提供体制の整備等」につきましては、近年、非常に関心が高まっており、利用者及び利用量が増加していることから、活動指標として、新たに5つの項目を設けております。

「⑦相談支援体制の充実・強化等」につきましては、成果目標同様、令和2年4月に障がい福祉課内において基幹相談支援センターを設置したことから、当該センターに係る活動指標を、新たに4点設定しております。

「⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」につきましては、成果目標同様、国が設定している内容が広範囲にわたり、大きな捉え方をしている内容でありますので、活動指標の設定といたしましては、県が主催する研修などに職員を積極的に参加させる内容として、新たに設けております。

最後に、「その他」の活動指標となります。国の「基本的な指針」にはございませんが、障害福祉サービスの適切な提供の目安となる項目でございますので、現行プランにも設定されていることから、同様の内容を設定しております。

説明は、以上でございます。

高橋委員長：

事務局からの説明に対し質疑はございますか。

清水委員：

先程、ご説明いただきました主要施策の中で、厚生労働省が掲げる成果目標、活動指標、主要施策がどのように第6次プランに関連付けていくのか理解できませんでした。他の計画ですと、主要施策があり、その中で取組みがあり、その取り組みで指標を設け、達成できたのかどうか基本ですが、今回の厚生労働省の成果目標と活動指標も主要施策をやることによって、どのような形で関連させていくのか、ご説明願いたします。

事務局（榎本課長）：

今回ご提示させていただいた資料は、主要施策、成果目標、活動指標と分かれておりますが、次回お示しする素案の中で、本日の資料を連結した形で、計画の流れをお示しさせていただきますので、主要施策、成果目標、活動指標がつながってくると思います。今回は項目出しのみでご説明させていただいておりますが、ここに具体的な数字を入れさせていただき、それを見ていただいた中で全体的な流れを掴んでいただき、次回ご審議をいただければと思います。次回お示しする素案は、130ページくらいになりますので、可能な限り早く委員の皆様にご提示をさせていただき、全体の流れなどをご確認いただき、その

	<p>上でご意見ご指導いただければと考えております。</p> <p>清水委員： 主要施策に対して、ひとつにひとつの成果目標があるわけではないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>事務局（榎本課長）： 委員の仰るとおりでございます。</p> <p>高橋委員長： 整理できていないとしっかりとした見方ができないと思いますので、それに関連した質疑などございましたらお願いいたします。</p> <p>津田委員： 資料がとても見にくいので、A3で折るのではなく、A4でまとめることはできないのでしょうか。難しいと思いますが、お願いいたします。</p> <p>寺本委員： 資料が読みにくいので、もう少し工夫していただけるとありがたいです。</p> <p>滝口委員： 前回と比べ、資料も内容も濃くなってまいりました。私自身が実際に仕事に携わっておらず着いていけない部分があり、委員長から意見を求められても、自分の持っているものをどこにどのようにやろうかというところがあります。社会福祉協議会としましては、市から多くの事業を委託されておりますが、中でも障がい者プランが一番難しいと感じております。生活支援、権利擁護、重層的支援事業関係もあり、それぞれの部分で職員が携わっておりますが、障がいのある人への対応や人的確保やその管理などの課題があり、障がい者のプランは非常に高度だと実感しております。そのため、今年は特に重層的支援事業関係に力を入れており、関係機関の人などが集まって会議を開催しておりますが、やはり障がい者プランは難しいと聞いております。ただ、社会福祉協議会の職員も一所懸命やっており、民間と公的な所では違うところがありますが、早く計画の成果が出ればよいなと思い、意見させていただきました。このような会議は貴重でありますので、帰りましたら職員にもその旨を申し上げ、仕事に専念していただきたいと思っております。</p> <p>高橋委員長： 率直なご意見ありがとうございます。 他にございますか。</p> <p>寺本委員： 聞こえない方たちは通訳を見ているので、資料を見ることは難しく、これまでどおり、可能な限り早めに会議資料を送付していただき、内容によく目を通し、会議に参加したいと思います。</p> <p>高橋委員長： 他にございますか。</p> <p>それでは、ないようでございます。 それでは議題2、厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」及び「活動指標」の設定について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
--	---

(挙手全員)

高橋委員長：

ありがとうございます。

挙手全員でございます。議題2は承認されました。

それでは、事務局において本日の会議内容を踏まえ、成果目標、活動指標の具体的な数値の設定を行いまして、『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』の素案を次回会議までにお示しくださるということです。よろしくお願いいたします。本日の議題はすべて終了いたしました。これをもちまして議長の職を下ろさせていただきます。委員の皆様には円滑な進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

事務局(榎本課長)：

委員の皆様ありがとうございます。それでは次第の最後でございます。4点目、その他の中で、資料6につきましてご説明をさせていただきます。『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』素案の作成イメージについて、ご説明させていただきます。

資料6、素案の表紙、裏表紙をはじめ、冒頭のさわりの部分ではございますが、案としてお示しさせていただいております。

第1回の策定委員会でも申し上げましたように、視覚から訴えられるよう、見た目を重視し、興味や関心をもっていただき、手に取ってもらえるようなプランの作成を目指しております。

現行プランでは、良く見ないとわからない「表」形式での表現でしたが、新プランにつきましては、各種「グラフ」を多用いたしまして、見やすさを強調してまいりたいと考えております。

また、大項目、中項目などの見出しやタイトルにつきましても、視覚から訴えられるよう、一見して分かるように「見やすい」を念頭に工夫をしてまいりたいと考えております。

今回お示した内容は、ご覧のとおり極一部でございますが、次回策定委員会の前段におきましては、素案の全容をお示しできる予定でございますので、なるべく早くお示した中で、策定委員会に臨んでいただけるよう努力してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

資料についてご意見などあれば、お願いいたします。

石川委員：

全部カラー版になるということでしょうか。

事務局(榎本課長)：

新プランでは、本編は表紙と裏表紙のみがカラーとなり、中は白黒となります。概要版についてはフルカラーとなります。ホームページにアップするものは、本編も概要版もフルカラーで掲載いたします。

	<p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。次回の策定委員会につきましては、12月5日火曜日、午前10時から、この会議室A1を予定しております。</p> <p>改めて、皆様には書面で開催のご案内をいたしますので、ご予定いただきますようお願いいたします。</p> <p>(閉会)</p>
審議の結果	<p>議題(1)承認</p> <p>議題(2)承認</p>